

第 4 5 号議案

加東市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件

加東市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 6 月 2 6 日提出

加東市長 岩 根 正

加東市条例第 号

加東市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

加東市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 1 8 年加東市条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改 正 前			改 正 後		
別表（第 2 条関係）			別表（第 2 条関係）		
区分		報酬の額	区分		報酬の額
〔略〕		〔略〕	〔略〕		〔略〕
選挙管理委員会	選挙長	1 選挙 <u>1 0, 8 0 0 円</u>	選挙管理委員会	選挙長	1 選挙 <u>1 2, 2 0 0 円</u>
	選挙立会人	1 選挙 <u>8, 9 0 0 円</u>		選挙立会人	1 選挙 <u>1 0, 1 0 0 円</u>

	投票管理者	1 日 <u>1 2, 8 0 0 円</u>		投票管理者	1 日 <u>1 4, 5 0 0 円</u>
	開票管理者	1 選挙 <u>1 0, 8 0 0 円</u>		開票管理者	1 選挙 <u>1 2, 2 0 0 円</u>
	投票立会人	1 日 <u>1 0, 9 0 0 円</u>		投票立会人	1 日 <u>1 2, 4 0 0 円</u>
	開票立会人	1 選挙 <u>8, 9 0 0 円</u>		開票立会人	1 選挙 <u>1 0, 1 0 0 円</u>
	期日前投票管 理者	1 日 <u>1 1, 3 0 0 円</u>		期日前投票管 理者	1 日 <u>1 2, 8 0 0 円</u>
	期日前投票立 会人	1 日 <u>9, 6 0 0 円</u>		期日前投票立 会人	1 日 <u>1 0, 9 0 0 円</u>
〔略〕		〔略〕	〔略〕		〔略〕

備考 表中の〔 〕の記載は注記である。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後にその期日を公示され又は告示される選挙から適用する。

第 4 5 号議案 要旨

加東市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和 2 5 年法律第 1 7 9 号。以下「法」という。)の改正により、国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費で地方公共団体に交付される選挙長等の職務のために要する費用の基準が引き上げられたことに伴い、選挙長等の報酬の額を、法で定める額とするため、所要の改正を行うものである。

2 改正内容

選挙管理委員会の報酬の額を改めること。（別表関係）

3 施行期日等 公布の日（施行の日以後にその期日を公示され又は告示される選挙から適用）